

賃貸借契約書(案)

徳島県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システムに係るハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク機器（以下「物件」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

(主記)

第1条 乙は、甲の指定するテック情報株式会社（以下「丙」という。）から、甲が別紙のとおり指定する徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム整備事業賃貸借物件一覧表に掲げる物件を購入し、これを甲に賃貸し、甲は、これを賃借する。

(物件の納入及び引渡し)

第2条 乙は、甲の指定する場所に、丙により物件を搬送（乙が丙から物件の現実の引渡しを受けず、乙の指示により甲が指定する場所に搬入する場合も含む。）させるものとする。この場合において、丙が搬送する費用は、甲の負担とする。

2 乙は、甲の乙に対する本契約の記載の債務の支払を担保するためその所有する別紙に掲げる物件を占有改定の方法により占有するものとする。この場合において、甲は乙のために物件を代理占有するものとする。

(権利義務の譲渡)

第3条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、本契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

(納入場所)

第5条 物件の納入場所は、別表に掲げる場所とする。

(賃貸借の期間)

第6条 物件の賃貸借期間は、令和7年3月1日から令和12年3月31日までとする。

(賃借料)

第7条 物件の総賃借料は、金〇〇、〇〇〇、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含まない）とする。

2 物件の月額賃借料は、金〇〇〇、〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金〇〇、〇〇〇円）とする。

(賃借料の請求)

第8条 乙は、物件を甲が使用した月（以下「当該月」という。）の翌月初めに前条第2項の月額賃借料の支払いを甲に対し、乙所定の請求書により請求するものとする。

- 2 前項の賃借料の月額計算は、月の初日から末日までを1ヶ月分の月額として計算するものとする。この場合において、当該月の使用が1月に満たないとき又は乙の責に帰する事由により当該月の使用が1月に満たなくなったときは、当該月の日数に応じた日割り計算するものとする。
- 3 甲は、乙より不適当と認められる請求書が提出されたときは、これを是正するため、返付することができる。この場合において、当該請求書を是正するため返還した日から是正した請求書を受理した日までの期間は、支払約定期間に算入しないものとする。
- (賃借料の支払い)
- 第9条 甲は、前条の規定により適正な請求をうけたときは、その日から起算して30日以内に甲の指定する場所において乙に賃借料を支払うものとする。
- (損害保険)
- 第10条 乙は、本契約の履行期間（本契約の効力が生じてから契約の終了までの期間）において、乙が契約締結者となって甲のために物件の滅失及び損を回復するための動産総合保険契約（以下この条において「保証保険」という。）を締結しなければならない。
- 2 保証保険の保険料（固定又は変動）は、甲の負担とし、乙が甲に代わって支払うものとする。この場合において、当該保険料は、乙は本契約の契約金の請求に含めて請求するものとし、当該請求の方法は、当該契約金の支払いに準じるものとする。
- 3 保証保険における保険金の支払い原因が生じた場合（以下「保険事故」という。）は、保険金は甲に支払わなければならない。
- 4 乙が、物件の補修（物件が滅失及び損した場合に物件を現状に回復させる行為（物件の交換を含む。）という。以下同じ。）にかかる費用（以下この条において「補修費用」という。）を負担した場合は、乙が保証保険の保険金を受領したときは、乙が甲に請求できる補修費用と当該保険金は相殺するものとする。この場合において、乙の甲に対する当該補修費用の請求権は保険金の範囲で消滅したものとする。
- 5 甲が前項の保証保険の支払い原因となる滅失及び損の補修費用を負担して、かつ、保険金が乙に支払われたときは、甲は乙に当該保険金を請求することができ、乙は、甲に保険金を支払わなければならない。
- 6 乙が甲のために保証契約を締結しない場合は、甲の同意がなければ、本契約の効力は生じない。
- 7 甲が乙に甲のための保証契約の締結を請求して、相当期間が経過しても、乙が保証契約を締結しない場合は、甲は本契約を解除することができる。
- 8 保証保険に解除又は当該保険が効力を失った場合は、甲は本契約を解除することができる。この場合において、契約期間に残余があるときは、当該残余期間において甲の乙に対するすべての債権は消滅し、乙は、当該債務を免除したとみなし、かつ、乙の甲に対するすべての債権の請求権は消滅するものとする。
- 9 甲が、本条の規定により本契約を解除した場合は、乙は、甲に対するすべての損害賠償（債務不履行、不法行為その他のこれらに類する事項を原因とする損害賠償をいう。）を免除するものとする。

(物件の保管及び使用方法)

- 第11条 乙は、物件に乙の所有権を明示する表示又は標識等を付すことができる。
- 2 甲は、契約書に定める物件納入場所において、物件を保管又は使用するものとし、これを変更する場合は、乙の承諾を得なければならない。

(物件の維持等)

- 第12条 甲は、物件を善良なる管理者の注意をもって管理し、物件本来の用法によって使用し、かつ、甲の通常の業務の範囲内で使用するものとする。
- 2 甲は、物件に故障又は事故が生じたときは、直ちに乙に報告しなければならない。
- 3 乙は、契約期間中、甲の承諾及び所定の手続きを経て物件設置場所に立ち入って、物件の現状を調査することができる。
- 4 甲は、物件が常に正常な機能を果たす状態を保つため、別途契約により、保守点検等を必要に応じて行い、その費用を負担するものとする。
- 5 甲は、物件の保管及び使用によって、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害賠償の費用を負担するものとする。ただし、甲が通常の用法によって物件を使用したにもかかわらず、物件の欠陥等、物件自体に起因する損害が第三者に及んだときは、この限りではない。

(物件の原状変更)

- 第13条 甲は、物件に装置、部品、付属品等を付着し、又は物件からそれらを取り外すときは、あらかじめ乙の承諾を受けなければならない。

(物件の転貸の禁止)

- 第14条 甲は、物件を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合は、この限りでない。

(物件の滅失又はき損)

- 第15条 物件の賃貸借契約期間中に生じた甲の責による物件の滅失又はき損については、甲と乙とが協議の上、その費用（第10条の規定により付された保険により補てんされた部分を除く。）は、甲が負担するものとする。ただし、通常の損耗及び消耗によるとき、又は乙が原状に回復しないことについて承認したときは、この限りではない。
- 2 物件の一部又は全部が滅失し、当該賃貸借契約の履行が不可能となった場合は、前項による損害金の支払完了と同時にこの契約は終了する。ただし、物件が複数ある場合において、その一部が滅失した場合は、当該滅失した物件に対応する部分の契約のみ終了する。

(危険負担)

- 第16条 本契約の履行に関して契約期間中に発生した甲及び乙の責に帰すべからざる事由による損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、第12条及び前条の規定により甲の責に帰すべき事由により生じた損害についてはこの限りでない。

(契約不適合責任)

- 第17条 甲は、第2条の規定により引き渡しを受けた後において、納入物件に種類、品

質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は引渡日を基準とする。

4 前項に規定する場合において、次の各号の一に該当すると認められたときは、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

5 前各項の規定は、その不適合が仕様書の記載内容、甲の指示によって生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りでない。

（契約内容の変更又は中止）

第18条 甲は、必要がある場合には、契約内容を変更し、又は物件の納入を一時中止若しくは打ち切りをすることができる。この場合において、契約金額又は期日を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は、甲に損害賠償を請求することができる。賠償額は、甲と乙とが協議してこれを定めるものとする。

（契約の解除）

第19条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして本契約に違反したときは、催告なしに通知により本契約を解除することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより相手方に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。この場合において、損害賠償金は、相手方に生じた通常の直接損害（逸失利益及び間接損害を除く。）について甲と乙とが協議してこれを定めるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、本契約にある解除による賠償規定にかかわらず、何ら賠償ないし補償することは要しない。

3 乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（行為に基づく契約解除）

第21条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支担官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、本契約にある解除による賠償規定にかかわらず、何ら賠償ないし補償することは要しない。

3 乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（物件の返還及び無償譲渡）

第22条 本契約を解除し、かつ、当該解除権の行使時に賃貸借契約が終了せず第6条の契約期間内であるときは、甲は、速やかに物件を乙に返還するものとする。ただし、甲及び乙が別段に協議し合意した場合は、この限りではない。

2 乙は、前項の規定による物件の返還をするときは、乙の費用負担により物件を取り外して原状回復する。ただし、甲及び乙が別段に協議し合意した場合は、この限りでない。

3 第6条の契約期間が満了し、かつ、甲が契約期間に弁済すべき物件の賃借料の支払いをすべて履行したとき、又は、第6条の契約期間内に第7条第1項の総賃借料の支払い

を履行したときは、乙は、甲に物件を無償で譲渡するものとする。この場合において、甲は物件の所有権を取得し、乙は、当該物件の所有権を放棄するものとする。

(公租公課)

第23条 物件に係る公租公課は、乙が負担する。

(信義誠実の原則)

第24条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(管轄裁判所)

第25条 本契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所を一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第26条 本契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙両者は誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

本契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年11月〇〇日

甲 徳島県徳島市川内町平石若松78番地1
徳島県後期高齢者医療広域連合
上記代表者 連合長 遠藤 彰良

乙 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 △△ △△